

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和7年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付 ・市町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 <p>であり、当町における事務内容は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格管理 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者が75歳以上の者の被保険者認定を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。 ・保険者が65歳以上75歳未満で厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある者の被保険者認定を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。 ・保険者が生活保護等による被保険者の適用除外認定を実施するにあたり、保険者に適用除外情報を提供する。 ・保険者が資格認定(取得・喪失の確認)を実施するにあたり、資格取得届・喪失届等の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険者が被保険者証交付を実施するにあたり、保険者に住基情報を提供する。 ・保険者が被保険者証の更新等を実施するにあたり、必要に応じて被保険者証の随時交付を行う。 ・被保険者証の回収を行う。 ・保険者が資格証明書の交付を実施するにあたり、保険者に滞納情報を提供する。 ・保険者が資格証明書の交付を実施するにあたり、必要に応じて資格証明書の随時交付を行う。 ・保険者が住所地特例者を管理するにあたり、保険者に住基情報、住登外登録情報を提供する。 2. 保険料の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者が保険料率、賦課等を決定するにあたり、保険者に税情報を提供する。 ・普通徴収に関して、保険料納期決定を行う。 ・保険者が減免、徴収猶予決定を実施するにあたり、減免申請・徴収猶予申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険料徴収に関する業務(年金からの特別徴収、保険料収納、納入通知の送付、督促状の送付、滞納処分、延滞金の徴収など)を行う。 ・保険者に対して、保険料減額分の繰入金、保険料等の徴収金の納付を行う。 3. 医療費の給付管理 <ul style="list-style-type: none"> ・保険者が一部負担金の割合の減免決定を実施するために、減免申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険者が傷病手当金の給付決定を実施するために、傷病手当金申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険者が償還払いの審査、支払を実施するために、高額医療費及び療養費の支給申請・標準負担額減額申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険者が葬祭費等の支給を実施するために、葬祭費の申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 ・保険者が給付制限を実施するために、保険者に滞納情報を提供する。 ・保険者が第三者行為による損害賠償請求を実施するために、第三者行為による損害賠償請求に関する申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。 4. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・特別会計を設置する。 ・県が審査会を開くために、審査請求書の受理を行い、その受理した情報を審査会に提供する。 ・必要に応じて、被保険者等に関する調査を実施する。 ・必要に応じて、被保険者や他の執行機関等に資料の提供を求める。 <p>※本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の各種申請・届出に関する事務 (高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第2号、第54条 等) ②保険料の徴収に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第104条第1項) ③資料の提供に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第138条第1項) ④公金受取口座への還付金等の振込
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・統合宛名管理システム(基本セット内) ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ・(医療保険者)中間サーバー <p>※)標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p>

2. 特定個人情報ファイル名

- ・国民健康保険関係ファイル
- ・統合収納関係ファイル
- ・統合滞納関係ファイル
- ・住登外者宛名番号管理関係ファイル
- ・団体内統合宛名関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表(第九条関係) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 (85の項)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 115の項 (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 117の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民福祉部住民保健課
②所属長の役職名	住民保健課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	田原本町 住民保健課 保険医療年金課係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	【別紙参照】	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査
[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。</p> <p>上記のほか、以下の対策を徹底する運用としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 <p>事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できることとしている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	後期高齢者医療係	福祉・高齢医療係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	植田 知孝	笹岡 吉久	事後	人事異動による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2069	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	事後	機構改革による
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	住民保険課長 笹岡 吉久	住民保険課長	事後	更新
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2014/10/1	2019/6/1	事後	更新
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2014/10/1	2019/6/1	事後	更新
令和1年6月1日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	様式の変更による
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(なし)	・保険者が傷病手当金の給付決定を実施するため、傷病手当金申請の受付を行い、その受付情報を保険者に提供する。	事後	条例改正による
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/7/1	事後	更新
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/7/1	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)が「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項 83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)が「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 82の項	事後	更新
令和3年6月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	事後	電話番号の変更による
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	更新
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2020/7/1	2021/6/1	事後	更新
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2020/7/1	2021/6/1	事後	更新
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	住民福祉部住民保険課 住民保険課長	健康福祉部保険医療課 保険医療課長	事後	機構改革による
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住民福祉部 住民保険課 福祉・高齢医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095	田原本町 保険医療課 福祉・高齢医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2095	事後	機構改革による
令和4年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③資料の提供に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第138条第1項)	③資料の提供に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第138条第1項) ④公金受取口座への還付金等の振込	事前	事務手続きの追加
令和5年6月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	更新
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108	事後	電話番号の変更による
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	更新
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	更新
令和6年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項および別表第一の59の項	番号法第9条第1項及び別表の85の項	事後	更新
令和6年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項 83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)が「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 82の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 115の項 (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 117の項	事後	更新
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	・後期高齢者医療システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・統合宛名管理システム(基本セット内) ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ・(医療保険者)中間サーバー ※)標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	・国民健康保険関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル	事後	更新
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表の85の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表(第九条関係) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項	事後	更新
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部保険医療課	住民福祉部住民保健課	事後	機構改革による
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保険医療課長	住民保健課長	事後	機構改革による
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	田原本町 保険医療課 福祉・高齢医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2095	田原本町 住民保健課 保険医療年金課係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890 -1 電話番号 0744-34-2095	事後	機構改革による
令和7年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	更新
令和7年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	更新
令和7年6月1日	IVリスク対策		項目追加	事後	様式の変更による

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) 評価書番号2【別紙】

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

判断の根拠

- 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。
 - ①特定個人情報の入手に関する対策
 - ・後期高齢者医療システムにおける措置:個人番号カードや本人確認書類のa厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。
 - ・宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。
 - ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。
 - ・広域連合からの入手における措置:特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当町において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当町において既に実施済みである。
 - ②必要な情報以外を入手することを防止する対策
 - ・後期高齢者医療システムにおける措置:データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。
 - ・複数人による二重チェックを実施している。
 - ・広域連合からの入手における措置:入手元は広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイスによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。また、被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当町が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。
 - ③不正な使用を防止する対策
 - ・後期高齢者医療システムにおける措置:ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。
 - ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。
 - ・府内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。
 - ・広域連合からの入手における措置:特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。
 - ④特定個人情報の使用に関する対策
 - ・後期高齢者医療システムにおける措置:個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。
 - ・府内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要的情報にはアクセスできないようにしている。
 - ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。
 - ・窓口端末における措置:GUIによるデータ抽出機能を搭載せず、個人番号利用事務以外でデータが抽出されることを防止している。標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。
 - ⑤ユーザ認証の管理
 - ・後期高齢者医療システムにおける措置:二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。
 - ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。
 - ・窓口端末における措置:標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施している。標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。
 - ・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。